

雪害に対する備え

防災課

我が国は、国土の約6割が積雪・寒冷地帯であり、そこに人口の約4分の1の人々が生活を営んでいます。

雪は、豊かで美しい自然環境をもたらし、地域に雪国固有の文化、伝統を根付かせていますが、一方、日常生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼし、生活の安定と産業の振興を妨げる大きな要因となっています。

冬になると日本列島は、一般的に西高東低の気圧配置となり、北からのシベリア寒気団による季節風や、南から暖流が押し寄せるといった国土条件のため、特に日本海側で多量の降雪がもたらされます。そのため、屋根の雪下ろし中の転落や雪崩災害などの雪害が毎年発生しています。

雪害は、その地域の気象条件、地形条件、社会条件等による地域差があると考えられますが、一般的に、次のようなことに起因して発生しています。

- ・大量の降雪による交通障害など
- ・雪の重さによる家屋の倒壊、倒木など
- ・雪崩、融雪による洪水、地滑りなど

この中でも特に甚大な人的・物的被害につながりやすいのは、雪崩です。

雪崩は、速度がたいへん速く（概ね、表層雪崩で100～200km/h、全層雪崩で40～80km/h）かつ、非常に破壊力があります。このため、一度の雪崩の発生により、多くの犠牲者が生じます。過去には、昭和61年1月26日新潟県能生町で発生した大規模な雪崩により、13名の方が亡くなりました。また、最近では昨年6月18



日新潟県入広瀬村で雪崩が発生し、遭難者の救助活動中であった警察・消防職員等8名が巻き込まれ、うち4名の方が亡くなりました。

したがって、雪崩による被害を軽減するためには、集落を守るための雪崩対策事業を推進するとともに、事前に危険箇所を住民に周知徹底するなど、警戒避難体制の強化等総合的に雪崩対策を実施する必要があります。

豪雪地帯対策特別措置法に基づき「豪雪地帯」として、北海道、東北地方を中心に全県指定が10道県、14府県の一部地域を指定しています。

これらの地域について、政府としては、道路、鉄道等の重要路線の除雪体制の強化、雪崩防止柵の整備など地域の産業の振興及び民生の安定向上のために総合的な豪雪対策を推進しています。また、雪害災害に対する住民の理解と関心を深めるため、毎年12月1日～7日を「雪崩防災週間」として各種行事を実施しています。

消防庁では、都道府県と市町村が定める防災の総合計画である地域防災計画の見直しを進める中で、災害発生のおそれがある時に気象情報や防災上必要な情報をできるだけ早く収集し、住民に迅速かつ正確に伝達し、また、避難の指示等を的確に発し、住民の方々に確実に伝えるための情報収集伝達体制及び警戒避難体制を整備するよう要請しています。

今年も、警戒を怠らずに、国民一人ひとりが雪に対して十分な理解と認識を持ち、雪害に強い安全なまちづくりを進めていくことが必要です。



放火による火災の防止

予防課

「放火」及び「放火の疑い」による火災は、昭和60年以降連続して出火原因のトップを占めています。平成12年中（速報値）も1万3,852件（全火災の22.2%）発生し、平成4年以降連続して1万件を超えています。また、放火火災の傾向としては冬から春先及び夜間から明け方（20時以降翌朝の6時までの間）にかけて多く発生しています。

放火予防対策の基本は、地域住民自ら放火火災に対する危機意識を持ち安全で住み良い街づくりを進めていくことであり、特に次の点に注意し放火されない環境をつくるよう心がけましょう。

1 建物に対する放火防止

建物に放火されたケースを見ると、建物外周部、倉庫・物置、共同住宅等の玄関ホールや階段室等の共用部分など、侵入されやすい場所や人気のない暗がりにおける放火が目立ちます。侵入を防ぐという観点からは、施錠管理をきちんと行うこと、照明器具を設置すること、防犯機器として市販されている侵入監視センサーなどを設置して警戒すること等が放火火災を防止する上で有効です。また、建物の周囲に燃えやすい物を放置せずにきちんと片づけておくようにしましょう。

夜間無人となる工事現場や空き家なども、放火されるおそれが高い場所であることから同様の措置を講ずるとともに、敷地内への侵入を防ぐための囲い等の設置、巡回監視等を行う必要があります。

2 車両に対する放火防止

路上、建物外周部及び屋外駐車場に駐車中の車両の荷台やボディカバーなどに放火されるケース、施錠がされていない車両の内部に放火されるケースなどがあります。防止対策としては、不要意に車を放置しないことが最も重要ですが、ボディカバーに防災製品を使用すること、また、駐車場に常夜灯の設置や車の施錠管理を徹底することも有効です。

3 ゴミなどに対する放火防止

夜間にゴミ捨て場のゴミや放置された新聞・雑誌等に放火されるケースが多く見られます。夜間にゴミを出さない、放置しないなど地域ぐるみで気をつけ合うこと、また、ゴミ集積場所のライトアップやコンテナ化などの放火防止対策も必要です。

4 放火危険箇所の改善

放火火災は、道路が狭く、死角の多いところや街灯などの明りが少ない場所や不要意に可燃物が放置されている場所で多く発生しています。

このような場所を改善するため、危険箇所チェック用マップ等を作成して自分の住む街を診断し危険要因を排除するように努めること、巡回広報等の警戒活動を実施していることをアピールするといった「**見せる警戒活動**」を実施していくことも有効です。

放火は不特定多数の人間の生命、身体及び財産を脅かす極めて悪質な犯罪です。放火の危険から地域社会を守るためには、住民、事業所、関係機関等が一体となって、放火されにくい地域環境を作り出す必要があります。地域の実情に即して、町内会、自治会、自主防災組織、事業所、関係機関等が連携し、協力体制を確立することによって地域全体で放火に立ち向かうようにしましょう。

**家のまわりに
燃えやすいものを置かない。**



石油ストーブなどの安全な取扱い

予防課・危険物保安室

平成12年中（速報値）におけるストーブによる火災は全国で1,854件発生し、中でも石油ストーブによる火災は1,280件で最も多く、ストーブ全体による火災の69.0%を占めています。また、ストーブによる建物火災の主な経過をみると、可燃物との接触・落下、引火・ふく射、使用方法の誤り、消し忘れ、過熱するの順となっています。

これから寒い時期を迎え、ストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなりますが、火災を出さないよう、特に、次の点に注意しましょう。

1 設置場所

- ・ ストーブの近くに紙、衣類など燃えやすいものを置かないこと。
- ・ カーテン等がストーブに接触しないようにすること。
- ・ ストーブの上方に洗濯物を干さないこと。
- ・ ストーブの近くでヘアスプレー等の引火の危険があるものは使用しないこと。

2 使用方法

- ・ 取扱説明書をよく読んで正しい使用方法で使用する。
- ・ 石油ストーブ等に灯油を補給する場合は、石油ストーブ等の火は必ず消し、溢れ出ないように注意しながら、給油中はその場を絶対に離れないこと。
- ・ カートリッジタンク式の場合は、給油後、タンクのふたを確実に締め、漏れのないことを確認すること。
- ・ ストーブは耐震自動消火装置付きのものを使用すること。

3 点火及び消火の確認

- ・ 点火後は、炎の調節を行い、正常に燃焼していることを確認すること。
- ・ 就寝時、外出時には、必ず完全に消火していることを確認すること。

4 設置方法

- ・ 地震時の振動により転倒しないよう、固定する必要があるストーブは、きちんと固定すること。また、煙突がついているものは、金属や支線等を使用して固定すること。

5 点検・整備

- ・ 暖房シーズン前には、十分な点検・整備を行い、安全装置等が故障している場合には、販売店等に修理を依頼すること。

6 危険物の保管

- ・ 灯油用の容器は金属製のもの、又はポリエチレン製で安全性に係る推奨マーク及び認定証が貼付されているものを使用するとともに、必ず栓をしっかり締めて密閉すること。
- ・ 保管場所は火気を使う場所から遠ざけるとともに、直射日光を避けた冷暗所とすること。
- ・ 地震時に容器が転倒したり、落下物によって容器が破損したりしないようにすること。

本格的な冬の到来を迎える前に、暖房器具の点検を行きましょう。

**ストーブには、
燃えやすいものを近づけない。**



消防自動車等の緊急走行に対する理解と協力を！

消防課

消防自動車や救急自動車は、住民の安全を守るため、一刻も早く火災などの災害現場に急行して消防活動を行い、被害を最小限に食い止めたり、また、救急処置を行い、急病人などを速やかに病院へ搬送しなければなりません。

ところが、最近では、交通渋滞や違法駐車などによって消防自動車等の円滑な緊急走行が妨げられ、場合によっては災害現場や病院への到着が遅れてしまうこともあります。

消防車両等は、通常、一般の交通ルールにしたがって走行していますが、緊急時は、迅速に通行するため、道路交通法では「緊急自動車」として、一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

また、消防自動車等がサイレンを鳴らして緊急走行してきた場合に、付近を走行中の一般の車両等は、消防自動車等に進路を譲って緊急走行を妨げてはならないことになっています。

消防自動車等の円滑な緊急走行のためにご理解とご協力をお願いします。

消防自動車等が、サイレンを鳴らして緊急走行し、接近してきた場合には、一般車両は、周囲の道路事情に配慮しながら速やかに道路の左側によって進路を譲ってください。

特に、渋滞した道路上や交差点付近では、交通が輻そうしているため、周囲の道路事情を的確に判断すると共に、状況に応じた配慮をお願いします。

交差点付近では、交差点を避け、道路の左側によって一時停止してください。

消防自動車等が高速道路などで本線車線に入ろうとしているときは、これを妨げないようにしてください。

駐車可能な場所での駐車や狭い道路、路地などで停車をする場合は、消防自動車等の通行に支障のないように配慮してください。

歩道のない道路などを歩いている人は速やかに進路を譲ってください。

緊急走行時にサイレンを鳴らすことは、法令で義務づけられています。

夜間の緊急走行時のサイレン音に対し付近の皆様の一層のご理解とご協力をお願いします。



9月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第308号	平成13年9月3日	各都道府県知事	消防庁長官	小規模雑居ビル火災の再発防止について
消防予第309号	平成13年9月3日	各都道府県消防主管部長	消防庁予防課長	小規模雑居ビルの一斉立入検査結果の調査について
消防災第142号 消防救第268号	平成13年9月12日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長 消防庁救急救助課長	米国において発生した同時多発テロを踏まえた対応について
消防災第152号 消防救第273号 消防特第144号	平成13年9月26日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長 消防庁救急救助課長 消防庁特殊災害室長	米国の同時多発テロを契機とする国内におけるテロ事件発生時の対応について

消防庁人事

平成13年10月1日付

氏名	新	旧
網野 豊	長官付 出向（厚生労働省福岡検疫所長へ）	救急振興財団救急救命九州研修所長
金子 孝	免 予防課企画調整係長事務取扱	予防課主幹 併任 予防課危険物保安室主幹・ 予防課企画調整係長事務取扱・予防課行政係長事務取扱
白銀 武郎	予防課企画調整係長	東京消防庁予防部査察課違反処理係次席
石川 家継	出向（総務省自治行政局自治政策課地域情報政策室 地域情報専門官 併任 地域情報政策室主幹へ）	防災課主幹 併任 防災課防災情報室主幹 併任 防災課震災対策室主幹 併任 防災課特殊災害室主幹
古本 顕光	防災課主幹 併任 防災課防災情報室主幹 併任 防災課震災対策室主幹 併任 防災課特殊災害室主幹	総務省自治財政局財務調査課企画係長
渡邊 康之	併任 防災課特殊災害室原子力災害係長	防災課特殊災害室企画係長
江原 浩仁	併任解除	救急救助課救急企画係長 併任 救急救助課救急推進係長
町田 宗仁	救急救助課救急推進係長	厚生労働省健康局疾病対策課主査
宮川 天庸	消防大学校庶務課	総務省大臣官房秘書課
桑原 健	総務課主査 出向（総務省自治財政局財務調査課助成係長へ）	独立行政法人消防研究所総務課会計係長
濱口 厚志	総務課 出向（独立行政法人消防研究所総務課へ）	総務省大臣官房秘書課

広報テーマ

10月

適マーク制度の普及と理解の促進(予防課)
 ガス機器による火災及びガス事故の防止(予防課 〳 危険物保安室)
 火山災害に対する備え(防災課)
 消防における国際協力の推進(救急救助課)
 地震発生時の出火防止(震災対策室)

11月

秋季全国火災予防運動(予防課)
 11月9日は「119番の日」(総務課 〳 防災情報室)
 婦人防火対策クラブ(仮称)活動の理解と参加の呼びかけ(防災課)
 危険物施設等における事故防止について(危険物保安室)

テレビ防災キャンペーン

放送日時	番組名	題名
11月8日 11:25～11:30	ご存じですか～防災ミニ百科	(仮) 11月9日は「119番の日」

(日本テレビ他30局ネット)

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / ㈱きょうせい